

請願番号第1221号「市営住宅家賃減免制度改定の撤回」について

1 家賃減免制度について

- 市営住宅は、公営住宅法に基づき収入区分を設けており、世帯収入によって家賃を決定している。最も低い収入区分の家賃を適用される世帯であっても、支払いが困難な世帯があることから、家賃を減額する制度を設けている。
- 住宅審議会から家賃減免制度の見直しが必要との答申をいただいたことを踏まえ、令和3年度に見直しを行い、令和4年4月から運用を開始した。

2 見直しの概要について

通常の家賃額は、所得税法に準拠して算定した収入額に基づき判定しているが、減免の適用については、世帯の困窮度がより適切に反映できるよう、世帯の実収入により判定する生活保護基準を基にした手法を用いるよう見直した。

	見直し前	見直し後
判定方法	所得税法に準拠した手法 (所得税法に準拠して算定した収入により判定)	生活保護基準を基にした手法 (世帯の実収入により判定)
減免率	80%/60%/40%/20%	70%/50%/30%/10%
最低負担額	3,800円	5,000円

※見直しによる急激な負担増を避けるため、大きな影響がある場合には令和4年度から令和7年度まで段階的に支払家賃を引き上げるといった激変緩和措置を設けている。

3 見直しの影響を受ける世帯の例及び減免率

世帯例	見直し前	見直し後
ケース1 名義人) 65歳、年金収入200万円 配偶者) 65歳、年金収入100万円	80%	なし
ケース2 名義人) 40歳、給与収入280万円 配偶者) 40歳、無収入 子) 2人(9歳、12歳)	なし	10%

(参考)

世帯例	見直し前	見直し後
名義人) 40歳、給与収入200万円 配偶者) 40歳、給与収入100万円 子) 1人(9歳)	なし	なし